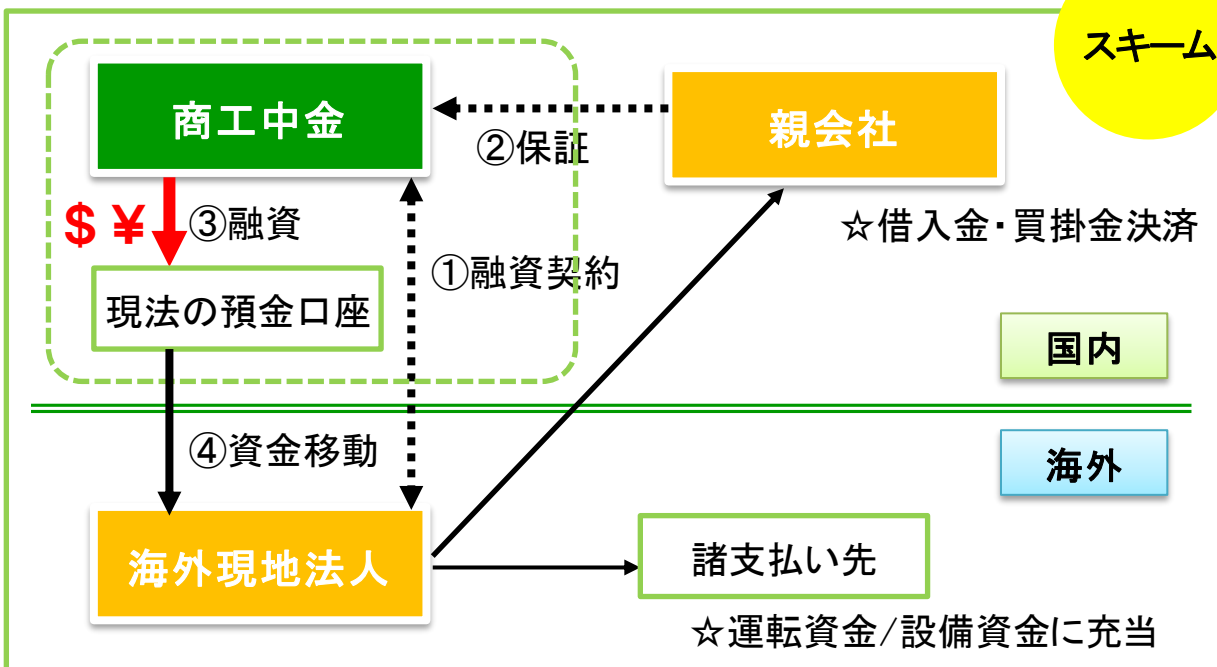


【アジア諸国に現地法人を保有している皆さまへ】

アジア向け現地法人貸出のご案内

アジアの海外現地法人へ当金庫が直接融資を行います。対象国は、香港、台湾、インドネシア、シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム(※)の計8カ国です。



■ 現地法人向け貸出の留意点について

- ✓ 国によって法令・規制等が異なります。
詳細については専門のスタッフがご説明させていただきます。
対象国・地域：香港、台湾、マレーシア、インドネシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム他(※)とリわけタイ・ベトナムについては他の6カ国とスキームが一部異なりますので、
予めお取引支店にご相談の上、ご検討下さい。
- ✓ 親会社出資関係の確認が事前に必要です。
原則、日本親会社からの出資比率が50%超の現地法人が対象となります。

ちょっとお耳に★



■ メリット

1. **日本親会社の貸付勘定のオフバランス化**
親子ローンなどの勘定を切り離して、親会社のバランスシートを改善することが可能です。
2. **為替変動リスクの排除**
親子間の貸付勘定に内包する為替変動リスク対策として、貸付金自体を解消することが可能です。
3. **海外現地法人の財務戦略上の独立化**
親会社の資金負担は負わないで、現地法人の必要資金を現法自身で調達することが出来ます。



アジア諸国に進出されている
お客さま、ぜひ商工中金の
担当者にご相談ください！

※具体的な条件提示にあたっては当金庫所定の審査が必要となりますので、予めご了承ください。